

GSP対象国・地域一覧(2014年10月1日時点)

対象外の国・地域(81)	対象国・地域(96)
高所得国・地域(8) サウジアラビア、クウェート、バーレーン、カタール、アラブ首長国連邦、オマーン、ブルネイ、マカオ	GSP対象国・地域(34) コンゴ共和国、クック諸島、マーシャル諸島、インドネシア、インド、イラク、キルギス、スリランカ、ミクロネシア連邦、ナイジェリア、<u>フィジー、カメルーン、コートジボワール、ガーナ、スワジランド</u>(注1)、ケニヤ、ナウル、ニウエ、フィリピン、シリア、タジキスタン、トンガ、ウクライナ、ウズベキスタン、ベトナム ←中国、モルディブ、タイ(2014年末まで) ←<u>コロンビア、ホンジュラス、ニカラグア</u>(注2)、<u>ボツワナ、ナミビア</u>(注1)、トルクメニスタン(2015年末まで)
中高所得国・地域(14) (中南米、5)アルゼンチン、ブラジル、キューバ、ウルグアイ、ベネズエラ (旧ソ連、4)アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、カザフスタン (その他、5)イラン、ガボン、リビア、マレーシア、パラオ	GSPプラス対象国・地域(13) アルメニア、ボリビア、カボベルデ、グルジア、モンゴル、パキスタン、パラグアイ ←エクアドル(2014年末まで) ←<u>コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、パナマ、ペルー</u>(注2)(2015年末まで)
FTAなど他の特惠付与国・地域(26) (地中海、6)アルジェリア、エジプト、ヨルダン、レバノン、モロッコ、チュニジア (カリブ諸国:Cariforum、14)ベリーズ、セントクリストファー・ネビス、バハマ、ドミニカ共和国、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ、ジャマイカ、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、バルバドス、トリニダード・トバゴ、グレナダ、ガイアナ、スリナム (東南部アフリカ、3)セーシェル、モーリシャス、ジンバブエ (太平洋、1)パプアニューギニア (その他、2)メキシコ、南アフリカ共和国	EBA対象国・地域(49) (アフリカ、34)アンゴラ、ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、ジブチ、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ニジェール、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、ソマリア、南スーダン共和国、スーダン、タンザニア、トーゴ、ウガンダ、ザンビア (アジア、9)アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ネパール、東ティモール、イエメン (太平洋諸島、5)キリバス、サモア、ソロモン諸島、ツバル、バヌアツ (カリブ諸国、1)ハイチ
海外県・海外領土(OCTs)(33)	
省略	

(注1)フィジー、カメルーン、コートジボワール、ガーナ、スワジランド、ボツワナ、ナミビアの7か国はGSP対象国であると同時に、経済連携協定(EPA)の市場アクセス規制対象国。
 (注2)コロンビア、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、パナマ、ペルーの8か国はGSP対象国であると同時に、EUとのFTAの暫定適用の対象国。
 (出所)欧州委の各種資料、および欧州委委任規則(EU)No1015/2014、No1016/2014、No1025/2014、No1026/2014、No1027/2014を基に作成